

栃木市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和8年2月27日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 浅野 貴之

- 1 監査の種類 地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査  
(議会の請求に基づく監査)
- 2 監査の対象
  - (1) 生活環境部交通防犯課
  - (2) 栃木市コミュニティバスの路線のうち、大平線・藤岡線及び岩舟線の運行事業者
- 3 監査の期間 令和7年9月29日から令和7年11月27日まで
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	生活環境部交通防犯課、栃木市コミュニティバスの路線のうち、大平線・藤岡線及び岩舟線の運行事業者
監査結果報告日	令和7年11月27日付け 栃市監第67号
措置結果通知日	令和8年 2月 9日付け 栃市総第385号
監 査 結 果	<p>指摘事項</p> <p>現行の協定期間における「車両設備の設置に関する仕様書適合状況」において、常用車両1台につき、音声データのメディアカードの不具合により自動アナウンスが流れない車内アナウンス設備が存することを、監査委員において「仕様書不適合」と判断した。</p> <p>かかる仕様書不適合は、運転手に過大な負荷を要求する危険性を内包しているという点で、仕様書が求める「運行の安全性」を欠くものであるところ、所管課は当該仕様書不適合の発生の事実を8か月以上認識しておらず、その期間は「運行の安全性」を欠く状態が継続していたと認められることから、市の対応は適正性を著しく欠き、適当とはいえないと判断した。</p>
措 置 内 容	<p>1 「仕様書不適合」の状況を改善するための措置</p> <p>(1) 本件運行事業者における対応</p> <p>令和7年12月9日に、メディアカードの修理の発注を行い、同17日までに修理及び車両への設置が完了し、同18日から自動アナウンスが流れる状態での運行を開始した。</p> <p>(2) 所管課における確認</p> <p>令和8年1月28日に、職員2名にて自動アナウンスが正常に流れていることを確認した（現地での完了確認。）。</p> <p>2 仕様書不適合発生後、所管課において速やかに当該事実を把握するための措置</p> <p>以下の(1)及び(2)の取扱いとする。なお、令和8年4月以降に各運行事業者と締結する「コミュニティバス運行協定書」に、それぞれ明記する。</p> <p>(1) 車両及び車両設備について、運行事業者において協定締結時（毎年4月）に自己点検を実施し、仕様書に適合していることを車両点検報告書により所管課に報告する※。</p> <p>(2) 日常点検及び維持管理に際し、運行事業者において運行車両及び運行設備に不具合が見つかった場合は、車両点検報告書により直ちに所管課に報告（不具合の解消状況を含む。）する。</p> <p>※ 運行車両が新規に導入される際には随時、別に所管課が車両設備の設置状況調査を実施する取扱いとしている。</p>